

議案第18号

福岡市油山市民の森条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、道路交通法の一部改正に伴い、準中型自動車に係る駐車場の使用料の額を定める必要があるによる。

福岡市油山市民の森条例の一部を改正する条例

福岡市油山市民の森条例（昭和44年福岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中「

普 通 自 動 車

」を「

普 通 自 動 車 準 中 型 自 動 車

」に改め、

同表備考第2項中「普通自動車を」の次に「準中型自動車とは同条に規定する準中型自動車を」を加える。

附 則

この条例は、平成29年3月12日から施行する。